

「長野県内市町村における福祉医療費給付事業現物給付方式の手引き
(柔道整復師用)」の改訂状況

バージョン	改訂日	改訂箇所	改訂内容
第1版	—	—	—
第1.1版	2021/7/20	全体	国保以外の保険区分について、以下のとおり記載を修正 ・修正前：社保 ・修正後：被用者保険
		P6 第3章 施術所における取扱いについて 1 受領委任払い契約の締結	契約手続きに関する問合せ先を追記
		P8 第4章 福祉医療費の請求・支払について 2 提出書類 (1) 国保分の提出書類	柔道整復施術療養費支給申請書について、以下のとおり追記 「保険者が長野県以外（保険者番号上2桁が「20」以外）の場合は写しを提出」
		P9 第4章 福祉医療費の請求・支払について 2 提出書類 (2) 被用者保険分の提出書類	柔道整復施術療養費支給申請書の写しについて、以下のとおり記載を修正 ・修正前：右肩に㊦と朱書き ・修正後：右肩に㊦と記載（黒字で可）
		P11 第5章 支給申請書の記載について 1 支給申請書作成にあたっての留意点	柔道整復施術療養費支給申請書について、以下のとおり追記 「保険者が長野県以外（保険者番号上2桁が「20」以外）の場合は写しを提出」 柔道整復施術療養費支給申請書の写しについて、以下のとおり記載を修正 ・修正前：右肩に㊦と朱書き ・修正後：右肩に㊦と記載（黒字で可）
		P22 資料編	様式「社保分こども柔整請求書」から押印欄を削除
第1.2版	2021/9/3	P8 第4章 福祉医療費の請求・支払について 2 提出書類 (1) 国保分の提出書類	保険者が長野県以外（保険者番号上2桁が「20」以外）の場合の取扱いを記載
		P8 第4章 福祉医療費の請求・支払について 2 提出書類 (2) 被用者保険分及び保険者が長野県以外の国保分の提出書類	項目名を以下のとおり修正 ・修正前：被用者保険分の提出書類 ・修正後：被用者保険分及び保険者が長野県以外の国保分の提出書類
		P9 第4章 福祉医療費の請求・支払について 3 提出書類の編綴方法 (1) 国保分の提出書類	保険者が長野県以外（保険者番号上2桁が「20」以外）の場合の取扱いを記載
		P9 第4章 福祉医療費の請求・支払について 3 提出書類の編綴方法 (2) 被用者保険分及び保険者が長野県以外の国保分の編綴方法	項目名を以下のとおり修正 ・修正前：被用者保険分の編綴方法 ・修正後：被用者保険分及び保険者が長野県以外の国保分の編綴方法
		P12 第5章 支給申請書の記載について 1 支給申請書作成にあたっての留意点	柔道整復施術療養費支給申請書について、以下のとおり記載を修正 ・修正前：「被用者保険分については、支給申請書写しに福祉医療費の情報を記載して請求します。」 ・修正後：「被用者保険分及び保険者が長野県以外の国保分については、支給申請書写しに福祉医療費の情報を記載して請求します。」
		P15 事例3	以下のとおり記載を修正 ・修正前：「 <u>診療</u> 実日数2日以上で」 ・修正後：「 <u>施術</u> 実日数2日以上で」
		P28 お問合せ先一覧 (1) 柔道整復施術療養費支給申請書等の記載方法について	項目名を以下のとおり修正 ・修正前：診療（調剤）報酬明細書の記載方法について ・修正後：柔道整復施術療養費支給申請書等の記載方法について 使用する様式の取得方法を記載
令和4年度版	2022/2/28	P26 現物給付方式導入状況	以下のとおり令和4年4月1日現在の情報に更新 ・松本市 対象年齢（乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者）15歳→18歳 ・塩尻市 対象年齢（乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者）15歳→18歳 ・安曇野市 対象年齢（乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者）15歳→18歳
		P29、30 市町村福祉医療担当課一覧	令和4年4月1日現在の情報に更新
令和4年度 8月版	2022/6/23	P26~28 現物給付方式導入状況	以下のとおり令和4年8月1日現在の情報に更新 ・伊那市 通院対象年齢（乳幼児等）15歳 → 18歳 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・駒ヶ根市 通院対象年齢（乳幼児等）15歳 → 18歳 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・辰野町 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・箕輪町 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・南箕輪村 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・大桑村 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・【留意事項】表の利用にあたっての注意点を追記